

奈良県告示第三百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十五年十二月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
加藤歯科	五條市野原西一丁目六番二号	平成二十五年十月三十一日
やまうち歯科クリニック	大和郡山市小泉町五六二番地二	平成二十五年十月三十一日
ホワイト薬局	橿原市久米町六五四 一階	平成二十五年十月三十一日